

# 川俣町新型コロナウイルス感染症対策本部からのお知らせ

令和3年12月1日発行 No. 26

【連絡先:川俣町役場 566-2111】

## 3 回 目 の 新 型 コ ロ ナ ワ ク チ ン 接 種 に つ い て

【問い合わせ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

3回目の接種は、2回目の接種を終了した日から原則8か月以上経過した方からとなります。そのため、3回目の接種券は、医療従事者を除き12月下旬から発送し、接種開始は2月からとなる予定です。接種順位は、1回目、2回目の接種と同じく、医療従事者、高齢者、基礎疾患のある方、一般の方の順になります。

対象となる方へは、順次「接種券」と案内通知を郵送します。

### 1. 接 種 対 象 者

2回目の接種を終了した日から8か月以上経過した、18歳以上の川俣町民の方です。

### 2. 接 種 方 法 等

接種は集団接種と個別接種で行う予定です。接種に関する注意点や副作用、その他の事項について、詳しくは接種券に説明書を同封しますので、よくご確認ください。

### 3. 予 診 票 に つ い て

3回目の接種の予診票は、接種券が印刷されている一体型になります。今までの予診票は使用できません。

### 4. 接 種 回 数 と 費 用

接種回数は1回です。なお、接種費用は無料となります。（ワクチン名：ファイザー社）

### 5. 接 種 当 日 の 持 ち 物

- ① 予診票（追加接種用、接種券と一体型）
- ② 本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
- ③ お薬手帳（ある方のみ）

※ ①、②を忘れた場合は接種を受けることができません。



### 6. 住 所 地 外 接 種 届

（※接種券が届いてから申請）

接種は、住民票のある市町村の会場で受けることになっていますが、住所地外接種会場で受ける場合は、事前に「住所地外接種券届」の申請が必要です。

申請後「住所地外接種届出済証」を発行しますので、接種会場で提示してください。1回目2回目で発行したものは使用できませんので、新たに申請をお願いします。

ただし、次の場合は届出を省略することができます。

- ① 入院、入所されている。
- ② 基礎疾患のある方が住所地外のかかりつけ医で接種する。
- ③ 災害による被災者など。

### 7. 接 種 を 受 け る こ と が で き な い 方

- ① 明らかに発熱がある方
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③ すでに3回目のコロナワクチン接種を受けている方



- ④ 新型コロナワクチン接種の接種液の成分に対し重度の過敏症（※1）の既往歴のある人（※1 アナフィラキシー（アレルギーの反応）や全身性の皮膚・粘膜症状、喘息、呼吸困難、頻脈、血圧低下等、アナフィラキシーを疑わせる複数の症状）
- ⑤ 上記のほか、予防接種を受けることが不適當な状態にある方

### 8. 1回目、2回目を接種していない方

3回目接種期間に1回目・2日目の接種も受けることができますので、希望の方はコールセンターへお問い合わせください。

コールセンター：024-597-6321 ※ おかけ間違いには、十分ご注意ください。

## 新型コロナウイルス感染症緊急対策事業者支援一時金について 【問い合わせ先：産業課商工交流係 内線1505】

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言やまん延防止等重点措置による住民の不要不急の外出自粛により直接的、または、間接的（取引の減少等）影響を受け、売上が減少した事業者の皆様を対象に一時金を支給します。

### 1. 支給対象者

川俣町内に店舗を有する者で、支給要件を満たし、下表の事業を営む事業者が対象になります。

対象業種ア (自動車運送業)	一般乗用旅客自動車運送業 一般貸切旅客自動車運送業
対象業種イ (卸売・小売・飲食店等)	繊維・衣服等卸売業、飲食料品卸売業、その他の卸売業 各種商品小売業、織物・衣服・身の回り品小売業、飲食料品小売業、その他の小売業、宿泊業、飲食店、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業

### 2. 支給要件及び支給額

補助判定月	令和3年7月から令和3年10月まで
減収率	補助判定月のうち <u>一月でも前年もしくは前々年同月比15%以上</u>
給付額	ア バス・タクシー <u>1台あたり10万円</u> ※ <u>保管場所が川俣町内となっている車両</u> が対象です。 イ 卸売・小売・サービス業等 <u>賃貸物件50万円</u> <u>自己所有20万円</u> ※パート労働者を除く <u>従業員が5人以下の事業者</u> が対象です。
その他	1. 納期の到来した町税等を完納していること。 2. 暴力団等の反社会勢力との関係を有していない事業者であること。

### 3. 受付期間・場所

期間：令和3年11月2日（火）～ 令和4年2月28日（月）

場所：産業課商工交流係（予約制）

### 4. 申請書配布場所

- ① 役場産業課窓口（町ホームページからも入手可能です。）

<https://www.town.kawamata.lg.jp/site/covid19/korona-jigyousyasien.html>

- ② 川俣町商工会
- ③ 町内各金融機関





# 感染拡大防止のための基本対策

【問い合わせ先：保健福祉課健康増進係 内線2201】

## 1 一人ひとり基本的な**感染対策**を**徹底**してください。



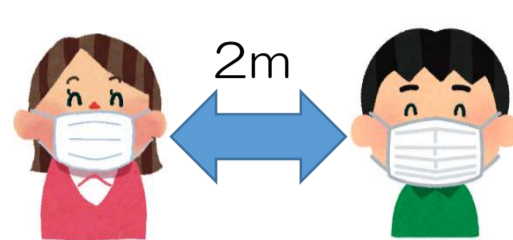
外出時や会話するときには、マスクを正しく着用しましょう。  
※不織布マスクを推奨



こまめな手洗い、手指消毒を徹底しましょう。



窓を開けるなどして、こまめに換気をしましょう。



人との間隔は、できるだけ2m取りましょう。

## 2 **症状がある場合は通学・出勤を控え、早めに受診**してください。

**かかりつけ医**や**診療検査医療機関**に相談してください。  
かかりつけ医がない場合やどこに相談してよいか分からない場合は、**受診・相談センター**（0120-567-747）

福島県 診療検査医療機関

検索Q



## 3 **飲食時は、感染リスクに十分ご注意ください。**

控えてください!!

### 密閉・密集・密接

例えば・・・

- ×場所の換気が悪い
- ×狭い場所に大人数
- ×間隔を取らずに会話



**大声やマスクなしでの会話**



**体調不良で参加**



**深酒**

※大人数・長時間の飲食は、しっかり対策を取ってください。  
※お店側と利用する側、双方が感染防止対策を徹底することが大切です。

感染対策がされた飲食店を利用してください!!

**「ふくしま感染防止対策認定店」  
をおすすめします!**

感染防止ステッカー配布済飲食店を調査し、適切な感染防止対策を確認した店舗に対して、認定ステッカーを交付しています。

ふくしま  
感染防止対策  
認定店  
福島県



4 旅行や帰省等、移動する時は、

ご自身の体調管理や、移動先の感染情報把握などを含め、  
感染防止対策をお願いします。



出発前に確認！

A screenshot of the Fukushima Prefecture COVID-19 portal website. The page is in Japanese and features a navigation menu on the left, a main content area with text and a map of Fukushima, and a search bar at the bottom. A QR code is located on the right side of the page.

県内及び各都道府県の外出自粛等の  
行動制限の状況は、県HPで確認できます。

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/covid19-portal/>

福島県 新型コロナポータル 検索

5 接種の順番を迎えられた際には、

新型コロナワクチンの接種をお願いします。

- ワクチンに関して、正しい情報を知ってください。
- ワクチン接種後も、基本対策を徹底し、

「うつさない」「うつらない」

行動をお願いします。

